

定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項（案） （その2）

第1 「モデル定款」の制度化の是非に関する検討事項

1 「モデル定款」のイメージについて

- (1) 第2回検討会では、委員から多くの意見が出されたが、各委員が想定する「モデル定款」のイメージについて、以下のとおり、大きく2つの考え方があることが明らかとなった（これ以外の考え方も当然あり得ると思われる。）。

なお、いずれの考え方においても、「モデル定款」の対象となるものとして、現段階では、小規模な閉鎖会社で・シンプルな組織形態の株式会社が念頭に置かれており、大規模・複雑な組織形態のものは対象とされていない。

また、以下の2つの考え方は相互に排他的なものではなく、併存させることや段階的に移行することなども否定されていないと考えられる。

ア 既存のひな形（イメージとして例えば、参考資料3を参照）に準じ、設立する株式会社の類型ごとに、個別に定める必要のある事項（商号・目的・事業年度等）についてのみ任意記入欄を設け、その余の組織・株式・公告事項については不動の記載事項として適法性が担保された内容の一般的条項が記載されたフォーマットを、数種類作成する。

任意記入欄の入力方法としては、発起人が自由記載するイメージのものや、チェックボックス・プルダウン方式を用いるイメージのものなどが考えられる。

(注) 起業家の負担軽減を図る必要性は前提としつつ、定款自治の観点から、定款は発起人が自らの責任と判断で作成すべきものであり、制度上は多くの機関設計の在り方が許容される中で、モデル定款があたかも「推奨定款」「公的な標準定款」とならないよう、会社法制度との整合性に留意する必要があること等を重視する考え方に親和的と思われる。

イ あらかじめ用意されたフォームに沿って所要の選択肢を指定し、又は任意に一定の事項を入力することで、会社法など関係法令に適合することが担保された条項を内容とする定款案を出力する機能を持つシステム（注）ないしアプリケーションソフトを作成する（なお、このようにシステム等を通じて適法性が担保された定款作成が可能となるとすると、この種のシステム等に

については、ひな形やフォーマットの範囲を超えるものであり、「モデル定款」という用語を用いて議論することは必須ではないとも考えられる。)

(注) 起業家の負担軽減の観点から、定款案の作成にとどまらず、本人確認、会社設立の真意の確認、実質的支配者の申告といった現在の定款認証のプロセス全体を対象として公証人の定款認証に代替するシステムを構築した上で、登記手続との連携を図ることを目指すべきであり、そのようなシステムの実現可能性を前提とする考え方と思われる。

- (2) 「モデル定款」に付与されるべき効果について、論理必然ではないと思われるが、**ア**と**イ**のどちらをイメージするかによって考え方が分かれる傾向がみられた。

「モデル定款」を**ア**としてイメージする立場は、起業家にとって選択可能なサービスの提供と位置付けられることから、それを利用した場合に、公証人による定款認証を不要とするなど特別の効果が付与することには慎重であり、まずは、起業家にとっての利便性の向上や認証手続の大幅な迅速化といった運用上の負担軽減を確実に図るべきという意見が多かった。

他方、「モデル定款」を**イ**としてイメージする立場からは、システム等を利用して作成される定款案が会社法など関係法令に適合することが確保されることを前提に、当該システム等を用いる場合を制度的に位置付け、公証人による定款認証に代替する選択肢としたり、定款認証を一部不要としたりするとの意見が多かった。

- (3) 「モデル定款」を作成・改訂する主体・手続に関しても、**ア**と**イ**いずれの立場に立つかによって意見が分かれる傾向がみられた。

アの立場からは、実務運用上の取組となることから、法務省も適切な関与をした上で、日本公証人連合会や専門資格者、経済界、法学者など関係者の会議体が作成して無料で公開するという意見がみられた。その策定に当たっては、関係法令の改廃に併せて随時に改訂することや、内容についてパブリックコメント手続で広く意見を求めるといった意見もみられた。

イの立場からは、民間事業者によって定款案を作成するシステム・アプリケーションが開発・提供されることを前提に、それを用いて作成された定款案や、ツールによる照合・チェックを経た定款案について、国が個別の確認をするこ

となく、当該システム・アプリケーションを利用したことを確認することで、法令適合性を公的に証明する仕組みを設けるといった意見がみられた。

2 「モデル定款」の制度化や利用に当たって検討すべき事項

以上のような第2回検討会における議論を前提に、「モデル定款」の制度化の是非やその利用について、定款認証制度の意義や起業家の負担軽減、さらには現行制度・運用の効果とリスクや負担・コストとの比較考慮等の観点から、以下の点についてどのように考えるか。

(1) **ア**の立場に立ちつつ、①「モデル定款」の提供対象（小規模・シンプルな会社組織としてどの範囲まで含むか）、②具体的内容（一般的な規定としてどの範囲の条項まで盛り込むか）、③入力方法（自由記載かプルダウンなど選択肢を限るか、不動部分の改変をどのように防ぐか）、④利用上の注意喚起の要否及びその内容（付加すべき注意書きや情報提供の内容として何が必要か）、⑤利用の効果（審査の迅速化などをどの程度確保できるか）など、起業家の負担軽減等の観点から、どのような方向を目指すべきか。

また、このような取扱いを、運用上の実務的な取組にとどまらず、法的な制度として位置づけることの当否についてどのように考えるか。

(2) **イ**の立場に立った場合には、①所期のシステム・アプリケーションが開発される見込みや、②その開発・維持のためのコスト（これらのコストを誰が負担するかを含む。）、③開発されたシステム・アプリケーションが制度の予定している機能・能力を備えていることの審査方法、④個々の定款案がシステム・アプリケーションに準拠して作成され、事後に改変等がないことの担保方法、⑤利用者がシステム・アプリケーションを利用する際のコストの程度や作成された定款に法令違反があった場合のリスク負担などについて、どのように考えるか。

また、これらシステム・アプリケーションを利用する場合であっても、会社の商号・目的等については個別案件ごとに自由記載を認めることになると考えられるが、このような自由記載部分を認める範囲の在り方や、自由記載部分の法令適合性についてもシステムによる照合・チェックに委ねることの適否について、どのように考えるか。

第2 面前確認手続の抜本的見直しに関する検討事項

1 面前確認手続の必要性等について

(1) 第2回検討会では、面前確認手続（ウェブ会議システムを利用するものも含む。以下同じ。）の機能や現状の実務に対する評価の違いにも起因し、面前確認手続の必要性について、以下のように意見が分かれた。

ア 公証人による面前確認手続は、発起人の実在性、設立意思の確認、会社設立の真意の確認等のために重要であり、これらの機能は公証人の人的関与がないまま、電子署名等のデジタル技術のみによって代替することはできない。

イ 公証人による面前確認手続は、その果たしているものと同様の機能・役割を現存のデジタル技術で対応可能であり、デジタル技術の活用によって面前確認に代替することができる。

(2) アの立場を前提としつつ、面前確認手続の負担軽減等のために考えられる方向性・新たな仕組み等に関し、以下のような意見があった。

① ウェブ会議の活用を拡大することにより、相当程度負担軽減が可能ではないか。

② 面前確認の取扱いを柔軟化して、認証日に必ず面談をする必要はなく、相談から認証までの間のどこかで面談すれば足りるとしてはどうか。

③ 公証人が発起人とかねて面識がある場合や、専門資格者が代理人として実質的に関与している場合などには、面前確認に代わる、より簡便な方法を認めることとしてはどうか。

④ 面前確認以外の選択肢として、発起人が設立意思等を宣明して録画等した電子データを公証人に提出し、それを公証人が確認する方法を新たに認めることとしてはどうか。

⑤ 厳格な審査を要する事案では代理人による面談を制限することとし、例えば、公証人が設立意思等を疑わしいと判断した場合には、代理人の面前確認は認めず、発起人に対して直接面談することを義務付けることとしてはどうか。

(3) イの立場からは、面前確認手続の代替手段として、犯罪収益移転防止法施行規則で定められ、金融機関等において既に運用されているデジタル技術を用いた本人確認（eKYC。electronic Know Your Customer の略。）を活用し、これを

用いて、本人確認のみでなく、発起人の会社設立の真意等も確認することとしてはどうかといった意見があった。

2 面前確認手続の抜本的見直しに当たって検討事項

以上の第2回検討会における議論を前提に、面前確認手続の必要性（面前確認手続の意義）並びに面前確認手続に代替する手段を導入することの可否及びその内容について、定款認証制度の意義や起業家の負担軽減、さらには現行制度・運用の効果とリスクや負担・コストとの比較考慮等の観点から、どのように考えるか。

特に、専らデジタル技術の活用により面前確認に代替させる方向性について、制度・運用・技術上の観点から、どのように考えるか。

また、現行公証人法では、定款認証に当たって面前確認手続が必須のものとされているところ、これを廃止することなく、これに代替する手段・手続を併存的に導入する方向性とする場合、新たな手段・手続の具体的内容や位置付け、面前確認手続との整合性や使い分け等について、どのように考えるか。

さらに、面前確認そのものの手続・運用につき見直すべき事項について、どのように考えるか。例えば、代理人による面前確認手続が広く可能とされている現在の実務運用（資格者代理人によって定款作成が代理される場合はもとより、発起人が複数いる場合において、発起人のうちの一人のみが面前確認手続を経れば足りるとされていること。）について、どのように考えるか。

第3 その他

第2回検討会で議論した定款認証制度の必要性、廃止の是非について、更に議論すべき事項はあるか。

例えば、定款認証の機能とされるマネー・ロンダリング対策について、FATF対応のためには実務的観点からも引き続き定款認証に役割が期待されているとの意見と、法人の実質的支配者の適切な把握のためには、定款認証に代わる抜本的な対応方策を検討すべきとの意見があったが、どのように考えるか。また、定款認証の機能に関し、定款認証段階で発起人を特定・確定することについて、紛争予防の観点から他の手続で代替困難な役割・効果があるという意見と、紛争予防のためにはむしろ会社設立までの手続をより早期に実現することが相当との意見があったが、どのように考えるか。

その他、定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関し、検討すべき事項はあるか。

例えば、会社設立の在り方として、定款（商号、目的等）の法令適合性に関し、発起人以外の第三者（公証人を含む。）による実質審査を、会社設立までに一切不要とするという方向性について、どのように考えるか。不要とする場合には、設立後の事後的措置の要否を含め、どのような対応をすることになるか。必要とする場合、設立までのどの段階で、どの主体が、実質審査を担うこととするのが合理的か。

今後、第4回会議以降は議論の取りまとめ、集約に向けた検討を行うこととなるため、定款認証の見直し全般について、取り上げておくべき事項はないか。